

館林地区消防組合特定事業主行動計画の実施状況及び女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

館林地区消防組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「館林地区消防組合特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、館林地区消防組合における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

【目標：14.1%以上（令和7年度）】

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
消防職	0%	0%	0%	0%	0%

(2) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

【目標：20.0%以上（令和7年度）】

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
消防職	12.5%	0%	5.6%	0%	0%

(3) 職員に占める女性職員の割合

【目標：3.0%以上（令和7年度）】

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
消防職	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
嘱託職員	20.0%	33.3%	40.0%	25.0%	25.0%

※消防職には再任用フルタイム・再任用短時間職員含む

(4) 中途採用の男女別実績

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
男性	0人	0人	0人	0人	0人
女性	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
管理職割合	39.3%	39.3%	38.5%	38.3%	37.8%
うち女性職員割合	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%
消防長・次長相当職	0%	0%	0%	0%	0%
参事相当職	0%	0%	0%	0%	0%
課長・署長相当職	0%	0%	0%	0%	0%
課長補佐相当職	0%	0%	0%	0%	0%
係長相当職	2.1%	2.1%	2.3%	2.3%	2.3%

(6) 機会の提供に資する制度の概要

- ・セクシュアル・ハラスメント対策の規程を整備し、相談員及び相談窓口を設置。またセクシュアル・ハラスメントに対する懲戒処分の基準を定めた。

(7) 職員の給与の男女の差異

ア 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	75.2%
任期の定めのない常勤職員以外	78.0%
全ての職員	66.7%

イ 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

(ア) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
消防長・次長相当職	—
参事相当職	—
課長・署長相当職	—
課長補佐相当職	—
係長相当職	92.4%

(イ) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	89.5%
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	70.3%
1～5年	—

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率 (令和5年度)

	離職率	離職者の年代別割合							
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性職員	0.5%	0%	3.4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
女性職員	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

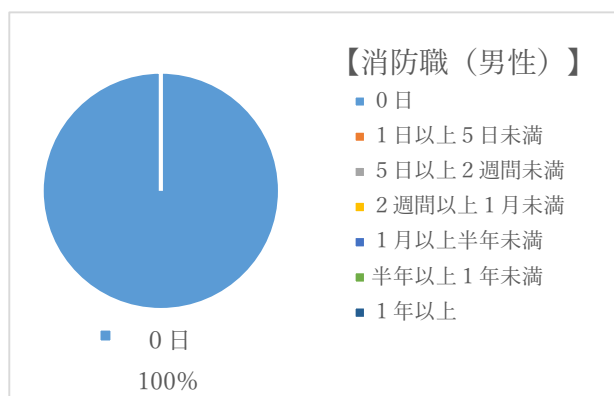
(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

【目標：男性職員 1%、女性職員 100% (令和7年度)】

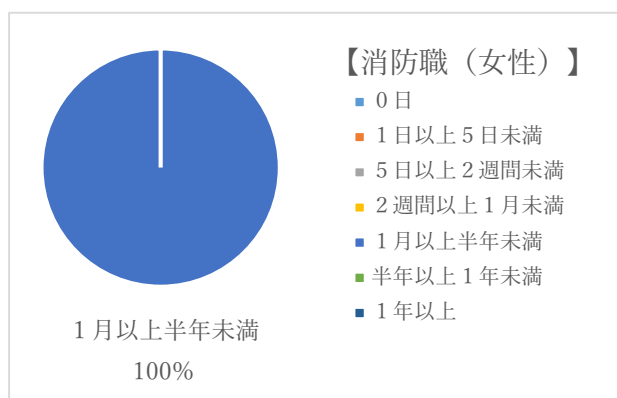
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
消防職(男性)	0%	0%	0%	0%	0%
消防職(女性)	—	100%	100%	100%	100%

○取得期間の状況 (令和4年度)

【男性職員】



【女性職員】



(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況

【取得率 100%】

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
合計取得率	100%	100%	100%	100%	100%
5日以上取得率	25%	42%	75%	75%	62.5%

(4) 超過勤務の状況（令和5年度）

i) 一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間

	本庁勤務職員	本庁外勤務職員
管理職	14 時間 46 分	5 時間 50 分
管理職以外	7 時間 19 分	11 時間 46 分
嘱託職員	0 時間	—

ii) 上限を超えて

	本庁勤務職員	本庁外勤務職員
管理職	4 人	0 人
管理職以外	0 人	0 人
嘱託職員	0 人	—

(5) 年次有給休暇の取得日数の状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

i) 平均取得日数

消防職員：13.04日

ii) 取得日数が5日未満の職員割合

消防職員：0.5%（当該期間にわたり休職している者を除く）

(6) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- ・早出・遅出出勤を実施し、職員のワークライフバランスの向上に取り組んだ。